

# 新磯まちづくりセンター・公民館他LED交換修繕 仕様書

## 1 目的

新磯まちづくりセンター・公民館及び相模台まちづくりセンター・公民館の照明器具を消費電力の少ないLED器具に交換し、明るい庁舎の整備と環境負荷の低減を図る。

## 2 一般事項

本仕様書は業務の実施に必要な事項について定めるものとし、契約書、本仕様書等に明記されていない事項であっても、作業の性質上、危険防止措置や作業に必要な業務については、受注者の責任において実施するものとする。

## 3 修繕概要

- (1) 施設及び敷地の照明器具をLED照明器具に変更する。必要な配線を行い、保全を図る。
- (2) 撤去した照明器具については、適正に処分すること。
- (3) 試験調整を実施すること。
- (4) 機器の詳細については、【別紙1】特記仕様書、【別紙2】新磯まちづくりセンター・公民館LED交換修繕選定器具参考商品一覧表、【別紙3】相模台まちづくりセンター・公民館LED交換修繕選定器具参考商品一覧表及び【別紙4】図面等による。
- (5) 修繕の内容について不明な点については、発注者と調整の上、実施すること。
- (6) 機器の撤去、更新に当たっては、原則、施設休館日に実施すること。発注者と協議の上、施設運営に影響のない作業については、営業日でも可能とする。
- (7) 【別紙5】「交換前後の照明機器の消費電力一覧表」の作成

## 4 提出書類

- (1) 工程表（契約後速やかに提出すること。）
- (2) 機器の納入仕様書（契約後速やかに提出すること。）
- (3) 写真（修繕前、修繕途中、完成）
- (4) 3（7）で作成した【別紙5】「交換前後の照明機器の消費電力一覧表」
- (5) その他、発注者が指示するものを提出する。

## 5 その他の照明器具修繕仕様

使用する照明器具は、一般社団法人日本照明工業会の正会員である国内製造企業の製品とする。

## 6 修繕仕様

- (1) 現地調査及び詳細設計において、回路調査等を十分に実施し、作業を安全かつ確実に実施すること。

- (2) 修繕作業に使用する材料は全て新品とする。
- (3) 修繕作業にあたっての安全管理については、発注者と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。
- (4) 修繕作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。指定した部材以外のものが必要となった場合には、必要な部材等については受注者で負担すること。
- (5) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。
- (6) 搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、発注者の承諾を得ること。
- (7) 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、エレベーター、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の使用については、事前に発注者の承諾を得ること。
- (8) 作業時間帯は原則として午前8時30分から午後5時頃までとする。
- (9) 個別の作業場所での作業時間帯の決定に当たっては、発注者の指示に従うこと。
- (10) 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- (11) 作業終了後に床等の清掃を行うこと。
- (12) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを報告すること。
- (13) 設置前後の照度測定を実施し、その結果を書面で報告すること。
- (14) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守し受注者で処分するものとする。
- (15) 本工事に必要な電力は発注者負担とする。
- (16) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修により補完する。
- (17) 本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

## 7 その他

- (1) 受注者は、発注者に対し、施工した照明器具の仮使用を認めること。
- (2) 修繕により発生した、部材等、廃棄物等は適正に処分すること。